

# 国家戦略特区等ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

## （開催要領）

- 1 日時 令和7年12月11日（木）15時37分～16時50分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階703会議室（オンライン会議）
- 3 出席

### <WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部健康マネジメント学科教授

### <自治体等>

田中 太郎	大阪府	スマートシティ戦略部	特区推進課	課長
土山 俊司	大阪市	デジタル統括室	スマートシティ推進担当部長	
井上 智仁	大阪市	デジタル統括室	スマートシティ推進担当課長	
上田 逸子	大阪市	経済戦略局	特区担当課長	
筋原 章博	大阪市	生野区役所	生野区長	
大川 博史	大阪市	生野区役所	副区長	
下川 誠	大阪市	教育委員会事務局	首席指導主事	
宋 悟		特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと	理事兼事務局長	（共生社会実現コンソーシアム）

### <省庁等>

釜井 宏行	文部科学省	総合教育政策局国際教育課	課長
-------	-------	--------------	----

### <事務局>

山崎 翼	内閣府	地方創生推進事務局	次長
小山 和久	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
伊藤 正雄	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
松平 健輔	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

## （議事次第）

- 1 開会

## 2 議事 外国人児童生徒への日本語指導体制について

### 3 閉会

---

○伊藤参事官 それでは、ただいまより特区ワーキングヒアリングを始めます、よろしくお願いいたします。

本日の議題は「外国人児童生徒への日本語指導体制について」です。

今回、大阪府様、大阪市の生野区様、共生社会実現コンソーシアムの代表として特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと様、また、文部科学省様にオンラインで御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

まず確認です。資料については、提案者である共生社会実現コンソーシアム様、それから大阪府様、大阪市様より資料1から3をいただいております。また、文部科学省様から資料4を御提出いただいております、これらについては公開の予定です。また、議事についても同様に公開の予定です。

次に、進め方です。資料の説明を提案主体である大阪府様、大阪市生野区様、特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと様の順に15分程度でいただきまして、その後、文部科学省様から10分程度で行っていただくという段取りでお願いしたいと思います。その後に委員の方々による質疑に移ってまいります。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから外国人児童生徒への日本語指導体制に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、規制改革の提案主体及び文部科学省様に御参加いただき、ありがとうございます。

まず、今回の規制改革提案の概要について、大阪府の特区推進課、田中課長より御説明をお願いいたします。

○田中課長 資料1でございます。現在、日本語指導の取組に関して提案中の規制改革の内容について簡単に御説明いたします。

日本語指導について、学校以外の運営主体・場所で、教育職員免許状を有しない者であっても、資料の右下に記載の一定の要件を満たす場合においては、特別の教育課程による日本語指導の実施を可能とすることで、学校・教員の負担軽減及び学校を中心とした地域における教育体制の強化を図るための規制改革を現在実施しております。これを必要とする背景、実証の内容につきましては、後ほど筋原区長、多文化ふらっと宋事務局長から御説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、提案の背景や地域の現状等につきまして、大阪市生野区の筋原区長より御

説明をお願いいたします。

○筋原区長 大阪市生野区長の筋原と申します。私から、資料2、大阪市生野区の地域性と学校指導状況等について御説明をさせていただきます。

2ページをお願いします。生野区は、令和7年9月末現在で人口が12万7792人のうち3万984人、区民の24.2%、約4人に1人が外国籍住民となっておりまして、都市部では日本で最も外国人比率が高い町となっております。中段に参考で人口推移を記載しておりますが、令和3年度では外国人比率は20.9%で約5人に1人でしたが、日本人住民は減少する一方で、外国人住民は年々増加をし続けておりまして、令和7年は9月末時点で昨年1年間を越す増加数となっております。

歴史的には、朝鮮半島から移住してこられたいわゆる在日コリアンの方が多く住んでおられるのですが、在日コリアンの方は既に帰化された方も多く、帰化された方も含めると、おそらく3人に1人ぐらいが外国ルーツの方になると思います。

また、生野区は多国籍の町でもありまして、韓国及び朝鮮籍の方が半数以上を占めるものの、ベトナム、中国、ネパールなど約80か国の方々が暮らすグローバルタウンとなっております。

生野区は、約100年前に韓国済州島と大阪を結ぶ船の航路ができて以来、朝鮮半島がルーツの方々の100年にわたる実際に血も流れた厳しい歴史を乗り越えてたどり着いた共生の知見があります。生野区には、長い年月のうちに培われた人権意識や外国人住民との相互理解を進めようとする寛容な気風が明らかにあると思っております。

しかしながら、大阪市においては、下の表にあるとおり、日本語指導が必要な児童生徒の数は年々増加しておりまして、大阪市全体として日本語指導を必要とする児童数に対して、日本語指導担当教員や日本語指導の資格を持つ指導員の数が追いついていないために、日本語指導に支障が出ている状況にあります。

外国から大阪市内の小中学校へ編転入する児童生徒には、日本語指導の初期対応を行いますが、その初期対応件数は令和4年度より約800人と急増しておりまして、それ以降は年間約200人のペースで増加し、令和6年度には約1,200人となり、令和7年も例年より速いペースで増加をしている状況です。生野区においても同様に、日本語指導の初期対応件数は急増しております。

次ページをお願いします。大阪市教育委員会における日本語指導が必要な児童生徒への対応を説明させていただきます。まず、海外から編入する児童生徒に対しては、①の初期面談対応を実施しまして、日本語指導の必要があると判断された児童生徒は②のプレクラスに行きまして、その後に③から⑦の日本語指導の担当教員や指導協力者による日本語指導を受けるといった流れとなっております。

④にあります日本語指導が必要な児童生徒が通級する区内の教育センター校は既に満員のパンクの状態でございまして、可能な限り近隣の区の教育センター校へ通級してはいるのですが、近隣区の教育センター校も編入数の増加によりまして、満員の状態が続

いておりまして、多くの児童の待機が起きている状況でございます。

①から⑥の初期日本語指導の後も、⑦の在籍校での継続した日本語指導が行われておりますが、日本語指導が必要な児童生徒数は急増しておりまして、指導者の確保が急務となっております。

日本語指導が必要な児童生徒がしっかりと日本語を学ぶことができる体制を整えて、学校の学習内容を身に付けることができなければ、中段以降に書いております治安悪化につながる負の連鎖が起きてしまいます。日本語を話せないと勉強が分からなくなり、そして進学が難しくなり、ひいては仕事に就けなくなるという流れとなって、仕事がないことから、貧困から犯罪に巻き込まれて治安が悪化していくという、この負の連鎖に陥らないためには、外国ルーツの児童たちへの学習指導、生活支援を行う団体が活動を継続できるという環境づくりが必要です。同時に、国籍にかかわらず仕事に就くことができる、働く機会がある状態であるということが大切と考えております。

次ページをお願いします。これらの課題に対応するために、生野区では、「生野区グローバルタウン物語」プロジェクトとして、三つの柱の取組を進めております。まず、教育・地域福祉の分野におきましては、外国ルーツの児童に対する日本語指導、母語サポート、生活相談などを実践している支援機関や日本語学校などと公民連携して、対象となる児童の急増で行政だけでは対応できないという状況を打破してまいりたいと考えております。

今回の日本語指導の規制改革提案は、現在は学校内で教員免許を持った教員でないと日本語指導ができないところ、学校跡地という学校以外の場所で教員免許を有しない支援団体の職員が日本語指導を行えるという規制緩和でございまして、まさにこの柱にマッチするものと考えております。

御参考までに、真ん中の地域経済活性化の分野といたしましては、生野区は、ものづくりの製造業と飲食を含む卸売・小売業が区の売上金額の約8割を占めておりますため、ものづくり製造業と飲食店の支援を行っております。ものづくり製造業は、高い技術力がありますが、下請、孫請の時代が長くて、新製品のアイデアが出ないという課題をお持ちで、一方で、デザイナー、クリエイターは、アイデアはありますけれども、形にできない。そこで、ものづくり製造業の技術力とデザイナーのアイデアをマッチングして新商品を開発して、新たな収益の柱を立てることで、様々な国籍の方の雇用を創出するという取組を行っております。

また、外国ルーツの方は飲食業で身を立てる方が多くおられることから、外国ルーツの方も対象にした飲食店の起業セミナーを行っております。区内の学校の跡地で様々な国の屋台が並ぶ万国夜市というマーケットのイベントを定期的に行っているのですが、飲食店の起業セミナーを卒業しました外国ルーツの方には、まずはこの万国夜市の屋台での実践体験を経ただいて、店舗による飲食店の開業につなげていただくという取組も行っております。

続けて、右端の観光集客の分野でございますけれども、生野区の大阪コリアタウンには

年間200万人が訪れますが、夕方5時には閉店をして、今、インバウンドのお客さんが皆無であるという状態で、夜間のにぎわいにはつながっていません。コリアタウンの営業を夜間にも延長するとともに、万国夜市の発展系としまして、台湾の夜市のような風情のある夜市、様々な国の風情ある屋台が常設で夜遅くまで楽しめるにぎわい拠点を作りたいと考えています。具体的には、近鉄の鶴橋駅というところの線路の高架下に常設の屋台を開設しまして、外国人、日本人ともに飲食業の就労機会を増やしてまいりたく、取組を進めているところです。

次ページをお願いします。私は、まちづくりは家づくりと似ていると考えております。まず、家は基礎がありますが、町においても基礎、土台となるのは防災、防犯、治安維持などの安全安心を守る取組です。そして、1階部分が地域経済の活性化で、地域に人とお金が循環しないと町は成立しません。そして、2階、3階に教育や子育て支援、地域福祉が乗っていると考えております。都心部で建売住宅を建てるのに、平屋では建てないわけですが、それと同じで、2階、3階の教育、子育て支援、地域福祉が魅力的でないと、町に人は住んでくれません。しかし、そもそも1階部分の地域経済が元気でないと町として成り立ちませんので、双方大切と考えております。

生野区では、日本語を話せない外国人住民が急増する中で、基礎の治安維持、そして1階の地域経済の活性化、2階、3階の教育、地域福祉の各施策にバランスを考えて取り組んでいるというのが生野区のグローバルタウン物語プロジェクトです。

最後に、生野区の全ての施策の基本理念である「異和共生」についてお話しします。「異なったままで、和やかに、共に生きる」という関西沖縄文庫主宰の金城馨氏が提唱する考え方で、壁を取り払うと、強いほうが弱いほうをのみ込む併合となり、共生ができませんが、お互いの壁をあえて残したまま、互いに壁から半歩でも踏み出して、壁と壁の隙間で一緒にできることを増やしていこうという考え方です。前提となるのは、お互いの壁を支える文化や歴史を互いに尊重して大切にすることです。

生野区は、「異和共生」を基本理念として、まちづくり・区政運営を進め、増え続ける外国人住民との共生を進めてまいります。

以上、大阪市生野区の地域性及び学校指導状況について説明をさせていただきました。急増し続ける外国人住民に対応するには、従来の行政手法では限界が来ていると痛感しております。今回の規制改革提案は、NPO法人IKUNO・多文化ふらっとさんを始め、可能性について御理解と賛同をいただいた企業・団体の皆さんにより取組を進めていただいております。日本で最も外国人比率が高い都市であり、課題最先端の町である生野区での取組がほかの地域の社会課題解決のモデルになると確信しておりますので、皆様方の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、提案実現に向けた実証事業の概要について、特定非営利活動法人IKUNO・多

文化ふらっとの宋様から御説明をお願いいたします。

○宋理事兼事務局長 NPO法人IKUNO・多文化ふらっとの宋と申します。私のほうからは実証事業の概要についてごく簡単に説明をさせていただきます。

次をよろしく申し上げます。今回の実証事業については、当法人と企業が共同事業体を構成し、運営しています小学校跡地を活用した多文化共生のまちづくり拠点「いくのパーク」という場所で開催されています。現在、海外から初めて大阪市生野区に来て公立小中学校に編入されました外国人児童生徒の初期の日本語指導を行っています。現在、小学生4名、中学生6名、4か国の国籍を有する児童生徒が参加をしています。先ほど筋原区長からも御説明がありました、大阪市の日本語指導が必要な子どもの教育センター校というのは17校設置されています。そこに通級して初期の日本語指導を受けています。指導手法としましては、そのセンター校に準じた教育課程の時間帯で、1回90分から120分程度を週2回、日本語指導を受けているという形になります。

取組内容としましては、初期面談を行いまして、日本語力のアセスメントの実施、個別の日本語指導計画の作成、そして具体的な日本語指導の実施。それらの日本語指導の実施の指導実績と習得状況については、Web3技術を用いたデータ管理ツール、私どもは「Roots Note」と呼んでいるのですが、それに記載をして、学校との情報連携を行っているという形になります。

次のページをお願いします。具体的に大阪府様からも御指摘ありましたけれども、規制改革に向けた論点事項と主な調査事項という形で次のような内容を行っています。

まず、学校以外の運営主体と場所については、既存のセンター校と同等程度の連携が学校あるいは教育委員会とうまく負担なく行われているかということについて。二つ目には、児童生徒の通級に係る学校敷地外における移動が安全に行われるかどうかということについて、それが確保されているかどうかの確認をするという形になります。

次に、先ほどのWeb3を活用した情報の連携共有というところで、既存の運用に比べて効率的に行われたかどうかについて確認をしたいと思っております。

二つ目の相当程度のスキルと実績を有する日本語指導を行うスタッフ等についてですけれども、現行の実証事業においては、日本語指導を行うスタッフの要件として、登録日本語教員の国家資格を有している者。二つ目には、学士の学位を持ち、文化庁認定の日本語教師養成講座420時間を修了している者。三つ目には、大学または大学院で日本語教育に関する主専攻または副専攻プログラムのいずれかを修了している者。四つ目には、日本語教育能力検定試験に合格した者。これらのいずれかまたは複数有している者が、日本語指導のスタッフとして任に当たっているという形になります。

次に、具体的に日本語能力の評価についてですけれども、センター校において、日本語能力試験(JLPT)のN5相当レベルの到達を指導修了の判断としているということですので、私どももそれに準じた形で、N5相当レベルの試験、基礎的な日本語をある程度理解ができるというレベルの試験を作成実施して判断の基準にしていきたいと考えております。もち

ろんこのJLPTについては、成人を対象にして制度設計されていますので、それ以外にも、文部科学省様が今年6月末に公表した、いわゆる外国人児童生徒のためのアセスメント等についても実施して、総合的に判断をしていきたいと考えています。こうした試験の実施、作成、そしてアセスメントについては、大阪市教育委員会様とも十分に議論をして、判断をしていきたいと思っております。

最後になりますけれども、スケジュールについてお願いします。今、事業実施フェーズですので、指導の実施、指導内容等の記録、そして在籍校との情報連携を種々行っているところです。2月末に最終のアセスメントをして、3月13日までに報告書を作成し、提出するというスケジュール感で現在順調に行われているところです。

報告については以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、文部科学省から、外国人児童生徒に対する日本語指導に関する現行制度やこれまでの取組、現在の議論状況等につきまして、御説明をお願いいたします。

○釜井課長 文部科学省国際教育課長の釜井でございます。よろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。文部科学省からは今回三つ、外国人児童生徒をめぐる現状とこれまでの対応、それから、日本語指導のための特別の教育課程、それから、現在文部科学省内で検討しております外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議につきまして、御説明させていただきます。

次のページをお願いします。まず、外国人の子どもの公立義務教育諸学校の受入れでございますけれども、こちらに書かせていただいておりますとおり、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には無償で受け入れておりまして、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しておりまして、具体的には、条約に基づきます経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、国連A規約と呼ばれておりますけれども、あと、児童の権利に関する条約などに基づいて受け入れているものでございます。

次のページをお願いします。今回、大阪市、それから生野区のほうからも状況を御説明いただきまして、ありがとうございます。全国的に見ましても、公立学校に在籍する外国人児童生徒は非常に増えておりまして、令和6年度のデータが一番新しいものでございますが、10年間で約6.2万人増加して、約13.9万人となっております。

次のページをお願いします。公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移につきましては、隔年で文部科学省のほうで調査をしておりますけれども、日本国籍を含めて6万9123人というのが令和5年度のデータでございます。そのうち外国籍の児童生徒数は5万7718人ということで、約10年間で2倍となっております。

次のページをお願いします。こちらが集住化と散在化ということでよく議論されますけれども、日本語指導が必要な児童生徒の学校種別の在籍状況を都道府県別で見ますと、非常に差異があるという状況でございます。

次のページをお願いします。子どもはよく多様化、それから集住・散在・多言語化というふうに言っておるのですけれども、日本語指導が必要な児童生徒は非常に多様化しておりまして、主に使用する言語でみると、ポルトガル語、中国語、フィリピン語のほか、最近ではベトナム語、ネパール語といった言語も増えてきております。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数は、下側にありますが、在籍ありというので1万校ぐらい、全体における37%にもなっており、一部の地域に集中しているという状況もございます。

次のページをお願いします。これらを踏まえまして、今まで政府として文部科学省が取り組んできている内容といたしまして、これまでの対応でございますけれども、日本語指導のための特別の教育課程の制度化、取り出し指導でございますが、こちらにつきまして、義務教育段階のほうにおきましては平成26年度から、高等学校段階のほうはまだ始まったばかりで令和5年度から行っています。それから、日本語指導に必要な教員定数の着実な改善ということで、平成29年度から施行しているものでございますが、日本語指導が必要な児童生徒18人に1人が基礎定数になるようにということで、来年度までに段階的、計画的に措置しているところでございます。

それから、現場の意見といたしまして、補助者、それからICT化、母語支援員などへの自治体でのニーズが高くなっておりますので、自治体に対する支援としての予算補助をしてきているところでございます。

現状としましては、一番下でございますように、外国人児童生徒が急激に増加している学校現場では、教師・支援員が足りない、それから個別指導できる場所がない、知見が足りないなどの課題が生じているところでございますので、それらも踏まえまして、今年3月に外国人児童生徒の教育の充実のための有識者会議を設置し、議論を進めているところでございます。後ほど御説明いたします。

次のページをお願いします。続きまして、二つ目の特別の教育課程ということで御説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。こちらが制度の概要でございますけれども、平成26年4月に学校教育法施行規則の一部を改正いたしまして、児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導ということで、指導対象として、今は高校まで広がっておりますけれども、小中高段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。それから、指導者におきましては、日本語指導担当教員、こちらにつきましては教員免許を有する教員でございます。または、日本語指導担当教員と指導補助者ということになっております。授業時数におきましては、年間10単位時間から280単位時間までを標準とするということでございますけれども、小中における年間の単位時間は1,015時間だと思っておりますので、おおむね4分の1以上まで、取り出し指導ができるということでございます。

次のページをお願いします。こちらは学校での受入れ、それから指導の流れでございますけれども、外国人児童生徒が帰国・来日したときに住民登録がされますと、就学案内を



いたしまして、学校ガイダンスが始まるわけですが、学校に入る前にプレスクールというのがございまして、その後、学校に入った上で、取り出し指導、それから在籍級における入り込み指導を行っているということでございます。

次のページをお願いします。こちらは令和5年の今集計されているデータでは一番新しい情報でございますけれども、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数、こちらは入り込み指導も含めてですけれども、6万人以上ということになっていまして、下側にあります特別の教育課程における指導を受けている児童生徒数も、外国籍では3万7000人以上で、かなり広がってきているところでございます。

次のページをお願いします。特別の教育課程における指導者ということで、今の制度がどうなっているかと言いますと、こちらに書いてありますように、特別の教育課程の指導者、日本語指導担当教員は、教員免許を有する教員としまして、児童生徒の実態の把握、それから指導計画の作成、日本語指導及び学校評価を行うものとするということが書かれておりますし、施行通知のQ&Aにおきまして、主たる指導者として日本語指導を行う日本語指導担当教員は、常勤・非常勤講師を含む教員でございまして、小学校であれば小学校教諭の免許状が、中学校であれば中学校教諭の免許状が必要だというふうにさせていただいております。

一番下の2行目にございますけれども、なお、教員免許状を有していない場合でありましても、主たる指導者とともに、指導補助者として日本語指導を行うことにより、児童生徒がより充実した日本語指導を受けることができることが大いに考えられますというふうにさせていただいているところでございます。

次のページをお願いします。指導の形態と指導場所ということで、前半のほうに下線を入れさせていただいておりますけれども、日本語指導は、複数校への巡回による指導も含めまして、児童生徒の在籍する学校において行うことを原則といたしますけれども、柔軟性がございまして、指導者の確保が困難である場合などについては、ほかの学校における指導が認められています。

それから、施行通知のQ&Aにおきまして、学校内に日本語指導を行う場所を設けることが困難な場合など、やむを得ない事情がある場合には、次の要件を満たす場合に限りまして、学校外の施設において日本語指導を行うことが認められています。要件については1に書いてありますとおり、地方公共団体または学校設置者が管理・運営する施設であること。それから、特別の教育課程を、児童生徒の在籍する学校の校長の責任の下に編成し、それを基に教員が指導を行うこと、となっています。

口頭で恐縮でございますけれども、1点、文部科学省としては、特別の教育課程というのは学校の教育課程の一部であり、日本語固有の知識、それから技能だけでなく、教科との統合的な学習、それから教科の補習も含めて指導を行うものでございます。早い時期から日本語だけでなく、教科とのつながりを踏まえた指導が重要であると考えております。教科指導の専門性や、児童生徒の発達や多様な背景等を総合的に勘案したような指導

が必要だと思っております。

加えまして、特別の教育課程は、繰り返しですけれども、教育課程の一環として行うこととございますので、教員免許状を有する教員によりまして学校で行うことが原則となっております。大変恐縮でございますが、教員免許を持たない方が教科に関する指導を行うことは難しいと考えておりました、ほかの教科でも、それから特別な教育課程でも同様に教員が指導を行っているところでございます。

他方で、色々な事例がございますけれども、指導補助者と教員とのチーム・ティーチングにおきまして、より効果的な指導が可能なのではないかということは考えているところでございます。

以上でございますが、最後に、現状、文部科学省のほうで検討している有識者会議を御紹介させていただきます。

次のページをお願いします。こちらのとおり、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議を設置しています。外国人児童生徒が急増していく中で、日本でいかに活躍していただくかという点が非常に重要だと考えております。趣旨の三つ目にもありますとおり、少子高齢化時代における外国人児童生徒等の全国的な増加を見据えまして、全ての教師や支援員等が子どもたちに質の高い教育を提供できるように、総合的な見地から今後取り組むべき施策等について検討を行うものです。現在8回行っているところでございます。

次のページをお願いします。こちらが最後のページでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、グローバル化の進展や様々な外国人児童生徒が来日する中で、秩序ある共生社会の実現や、あと、それぞれの個人個人の意欲を高めて、ウェルビーイングの実現を目指していくというのが重要な点でございます。下の欄にございますとおり、分野ごとでも検討してきているところでございます。

生野区長様のプレゼンテーションとも一致する部分が多いと思っておりますけれども、指導内容の深化・充実として資質能力を育成するための日本語指導の再定義。こちらは日本語と母語の力を活用した上で、資質・能力の一体的な育成や教科学習に結び付けていくということです。それから、多様性を包摂する学校教育・在籍学級での学びの在り方。それから、児童生徒の様々な力を引き出して、効果的な指導を行うための方策の検討。こちらは現在行われている次の学習指導要領の検討とも連携させながら検討しています。生成AI等のデジタル技術の活用とか、そういったものとかも活用しながらやっていければと思っております、今検討中でございます。

指導体制の充実に向けましては、日本語指導補助者、それから母語支援員の一層の配置の促進や教師との効果的な連携等について検討しています。よく議論の中でも出てきますが、教員が中心となって、チーム学校として質を担保しながらやっていくということが非常に重要だと考えております。それから、多様性を包摂する学校に向けた教師等の専門性の向上などについても検討しているところでございます。一番最後でございますが、指導体制の確保・充実、日本語指導担当教師の指導力の向上などに向けまして、さらに検討を

重ねまして、今年度中、おそらく来年の春先ぐらいになると思うのですが、取りまとめを目指していきたいと考えております。

説明が長くなってしまいましたが、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

安念委員、お願いします。

○安念委員 お三方に御説明いただいて、全くの初心者にすぎないのですが、なるほど、こういう必要があるのかということの一端を理解することができまして大変有益でした。ありがとうございました。

文部科学省さんに極めて単刀直入な伺い方になってしまうのですが、文部科学省さんのお立場として、場所としては学校、人としては教員免許を持っている人、先生が教育するというのが原則であるというのは、お立場として当然そうおっしゃるだろうと思うのです。しかし、それは原則としながら、例えばさっきの生野区さんのように、地域によっては外国人の子どもというか、日本語を母語とするバックグラウンドを全然持っていない子どもが急増しているという状況がローカルに存在していることは明らかなようで、そうとなると、やはり暫定的な措置としてはあれ、原則に対する例外を認めざるを得ないという実情はあるように思うのですけれども、この点について文部科学省さんほどのようにお考えでしょうか。

○釜井課長 文部科学省の釜井ですけれども、よろしいでしょうか。

○中川座長 お願いします。

○釜井課長 ありがとうございます。私どもとしては、色々な状況であったとしても、教育の質の担保というのが非常に重要だと考えているところでございます。私どもとしても、急増している集住地区についても何度か聞き取りを直接させていただきまして、今、有識者でも議論をさせていただいているのですけれども、いかに教員の先生と、あとは補助者ですとか様々なステークホルダーが協働しながら教育を行っていけるかというのが非常に大事だと思っております。

それから、先ほど御説明しましたけれども、学校の就学前等にプレスクール等の取組を自治体において行っておりまして、我々も今、予算措置とか要求を含めて頑張っておりますけれども、そういったところのてこ入れを通じて、自治体の取組を支援していければと思います。

あとは、なかなか難しいところですが、やはり学校現場になりますと、性犯罪とか、そういったところに対する懸念というのも非常に関心としては高くなってきていますので、そういったところに留意をしていく必要があるかなと思います。繰り返しですが、いかにチームを作っていくかということが大事ではないかと考えております。

○安念委員 ほかの方も多分、私と似たような問題意識をお持ちではないかと思うのです。

文部科学省さんのおっしゃっていることは、私は、原則としてはそのとおりだろうと思うのですが、半年も1年も待ってられないという現実もあるのではないかと私は強く感じました。

どうぞ、ほかの方も御発言ください。

○中川座長 それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。文部科学省さんに2点質問したいと思います。

今回は大阪府、大阪市からの御提案ですが、2040年には人口の1割が外国人という推計もある中で、共生社会の根幹となる日本語指導は、各地においても喫緊かつ重要な課題ではないかと考えています。

まず一つ目の質問ですが、現在行われている有識者会議での状況を先ほど御説明いただきましたが、特に教員免許の緩和について、どういう議論がされているのかを教えてください。また、安念委員の質問とかぶるのですが、文部科学省さんが質の高い内容を掲げるのは重要で、理想だと思いますが、目の前の数が足りないという状況であり、質と同時に量の問題があります。教育を受けられない児童をどうフォローしていくかという問題は、地域での生活などにも関わってくるので、このところのスピード感、果たして全国のニーズに応えられる体制になっているかという点を、どうお考えになっているのか知りたいと思います。

2点目ですが、この春に本件に関わるヒアリングを、大阪市にはできなかったのですが、川崎市や千葉市、その他、群馬県の町村などの当該問題を抱えている自治体の首長さんや担当者の方、また、外国人材を雇用している企業の方、御家族をお持ちの外国人社員の方にしてみたところ、必ずしも日本語の指導対応が追いついていない状況がみられました。

今回のように、自治体、学校のみならず、民間、NPOを含めて、地域でどう協力するかが重要な課題です。行政の方に聞いても、すべて自治体任せになっていて、地域のステークホルダーの協力が必ずしもできていないという課題があります。

NPOさんを始め、民間の団体はもちろんのこと、今後も育成就労制度などで増えてくることを考えれば、企業もそういう機会や場を設けるということをおっしゃっている経営者の方もいらっしゃいますので、文部科学省さんも関係省庁を巻き込んで、こうした取組をするというようなお考えはないでしょうか。よろしくお願いします。

○中川座長 文部科学省様、お願いします。

○釜井課長 委員、ありがとうございました。2040年に向けて、外国人の比率が今後高まる中、国家戦略をどう政府として作っていくかということにもよると思うのですが、外国人の受入れ、それから外国人政策、それは規制も含みますけれども、より政府として一体的にやっていかないといけないということは承知しております。そういう中で、有識者会議で検討しているところでございます。

報道のとおり、今、高市総理の下に、外国人政策の担当大臣が設置されまして、外国人との秩序ある共生社会推進室が内閣官房に設置されたところでございますけれども、より

スピード感を持って、各省と連携し進めているところでございます。具体的には、先ほど委員から御指摘がありました企業側との連携についても、内閣官房と連携しながら、経済産業省も巻き込んで、日本語教育についてはもっと企業側からのコミットメントが必要なのではないかとか、そういった議論も頂戴しまして、関係省庁のほうで一体的に取り組を進めているところでございます。

それから、関係省庁との取組で言うと、一つありますのは不就学の問題への対応もございます。文部科学省では、外国人の子供の就学状況等の調査を毎年行っているところでございますけれども、不就学者の把握については、例えば学齢簿の情報とか住民基本台帳の情報に基づいてやってきているところですが、住民基本台帳の情報が、必ずしも実際の居住実態を反映していないところもあつたりしますので、そういったところについて出入国管理庁の出入国関連情報の提供等により対応していくことなど、まさにそういう取組を進めているところでございます。

それから、企業側との連携も非常に重要だと思っていて、NPOもそうなのでございますけれども、先ほど御紹介した補助事業におきまして、NPOと学校現場が協力しながら取り組んでいる例もあり、そうした取組に対してインセンティブを持たせるような予算配分といったものも順次進めているところでございます。いずれにしても非常に重要な政策課題だと思いますので、スピード感を持って、文部科学省としても関係省庁と連携しながら対応していければと思っております。

説明が長くなってしまいましたが、以上でございます。

○菅原委員 ありがとうございます。

最初の質問の例えば教員免許の問題とか、その辺はどういう方向で検討しているのか。また、2040年を待つまでもなく、もう足元で問題が起きているので、今回こういう御提案をいただいているわけですから、まずはできることからしていくという意味でも、今回の御提案に関して、具体的にどういうふうに進めようと思っていられるかを教えていただきたいのですけれども。

○釜井課長 委員、ありがとうございます。1点ちょっと漏れましたけれども、教員免許状に関することについては、有識者会議と中教審における部会とも連携させながら検討すべきものになりまして、教員研修の話とか免許制度の在り方を担当する部会とも連動しながら検討を進めているところでございます。現時点において方向性が定まっているところではございませんけれども、取りまとめに当たりましては、何かしらの論点ないしは方向性を、ほかの中教審の関係の部会と連携しながら進めていけるように、有識者会議委員とも相談し進めていければと思っております。

○菅原委員 免許も重要ですが、実質的な、要するに実効性のある指導ができるということが何らか担保されれば、進める発想がないと、足元の課題に対応ができないのではないかと懸念しておりますので、よろしくをお願いします。

○中川座長 それでは、堀真奈美委員、お願いします。

○堀（真）委員 堀です。お願いします。

まず、文部科学省さんにお伺いしたいのですが、日本語指導教員について、先ほど児童生徒18人に1人の配置基準というお話があったと思います。皆さんからもお話がありましたけれども、日本語指導の必要な学生数が2倍程度増えている中で、18人に1人の配置基準というのを考えると、教員免許を持つ人に限定すると、どう考えてもスピード感を持った配置というのはできないのではないかと思うのですけれども、そのあたりをどのようにお考えなのかというのが1点です。

一番重要なのは、日本語の基礎をしっかりと学んで、先ほどもおっしゃっていましたが、科目などの実際の教育につながってよい循環に回っていくことだと思いますが、教員だからといって日本語を教える力がしっかりしているかどうかは、正直どうかと。勤務先にも児童教育の学部がありまして、そちらの関係者ともよく話をしますが、日本語能力を必ずしも重視しているとは思えないような気がします。学校における課程教育は、教育で非常に重要で、チーム・ティーチングのような形での連携はとても重要だと思うのですけれども、むしろ教員に限定する必要があるのか、ないのかというところで考えると、ないのではないかなと思うところは2点目です。

3点目は、現在、教員の働き方改革というので人手不足感がある一方で、小中学校の教員の成り手もかなり減っていますね。その中で、教員の質も上げていくというときに、日本語教育のところまで教員にさせるとなると、働き方改革との関係でもどうなのかなというところがあります。最近ですと、部活動の地域移行が進んでいるかと思うのですけれども、地域と連携していくという意味では、そのようなやり方もあるのではないかと思うのですけれども、その3点、どうなのかを文部科学省さんの見解を教えてください。

それから、もう一点、共生社会実現コンソーシアムの事務局の方のお話で、とても分かりやすい話だったのですが、N5で終了ということですが、N5で本当に大丈夫なのですかというところを伺えればと思います。

以上です。お願いします。

○釜井課長 堀委員、ありがとうございます。文部科学省でございます。

平成29年度から、標準法の改正に伴いまして、日本語指導を行うために必要な教員、いわゆる基礎定数化ということで18人に1人ということなのですが、日本語指導が必要な児童生徒の人数が増えれば増えるほど、指導に必要な教員というのも増えていきますし、財政的な措置はさせていただいているところでございます。そのあたりは文部科学省内の関係課とも連携しながら、確保に向けて取り組んでいるところでございます。

教員の資質ということですが、繰り返しのようですが、特別の教育課程につきましては、学校教育内において教科とどういうふうに連携しながらやっていくかというのが非常に重要でございますし、子どもは大人と違いまして、発達段階に応じた指導や各教科の学びを踏まえた指導を行うことが重要でございます。そういったところにしっかり取り組んでいくことが重要でございますので、やはり教員以外が特別の教育課程を主導して行う

のは難しいと思っております。

他方で、今様々な現場でも取り組んでおりますけれども、いかに教員の先生が補助者や母語支援員と連携しながら、効果的な協力体制を作っていくかということが非常に重要だと考えております。そういうところで、いかにチーム学校として連携しながらやっていくかを考えています。

それから、教員の成り手の問題ですけれども、やはり教員の働き方改革というのは非常に重要だと思っているところでございます。教員の働き方改革も踏まえて、今後の教員の成り手を含めた教員養成課程の在り方というのも、今回の有識者会議の俎上には入っているところでございます。こちらは中央教育審議会の教員養成部会とも連動しながら検討しているところでございますので、そういった観点もしっかり取り入れながら、やっていければなと思っているところでございます。

教員の研修、資質向上、教材の充実というのも非常に重要でございますし、児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」等によりノウハウの提供をしております。また、今回の補正予算で、緊急的にデジタル教材や、生成AI等のICTの活用も含めた、日本語指導のガイドラインを取りまとめるための予算措置も行っているところでございますので、そういったところを総合的に勘案しながら取り組んでいければなと思っているところでございます。

○堀（真）委員 予算措置というか、お金をかければそれなりに体制が整うと思われているのかもしれないですけれども、そういう側面がゼロではないとは思いますが、厳しいのではないかと。問題はやはり人口が減少していて、教員の成り手がいない中で、教育の質の確保が重要となっている中、外国人への日本語教育も当然重要ですが、そのほかにも課題はあり、全体としての、日本全国での教育のレベルを底上げするというのもとても重要だと思うので、日本語能力のところについては、より専門的に特化された人材に任せようか。要は国語と日本語は一緒かということ、やはり一緒ではないと思いますので、日本語力のところは外部の資源を有効に活用して、国語との連携あるいは数学との、算数でも理科でもいいですけれども、ほかの科目との連携のところは教科主任の先生と分けて考えると、そういう柔軟なやり方もあるのではないかなど。もちろん全国レベルにいきなりというのではなくて、実証的にやっていくのは、とても重要なことではないかと思えます。

それから、逆にお伺いしたいのですけれども、大人と違って発達段階を見据えた学びが重要というのは100%賛同いたしますし、そのとおりだと思うのですけれども、具体的にどういうことを実際にされているのでしょうか。今そのチームとしてやられているところ、日本語教育と科目の連携という、そのイメージが少し分からなかったのも、もし教えていただければと思います。

○釜井課長 例えばなのですけれども、分数とか、計量とかそういうものをやるときに、母語も活用すれば非常に優秀な能力を発揮するような外国をルーツとする生徒さんもいら

っしゃるわけです。そういった場合につきましては、あくまで教員、例えば数学や算数の免許を持った方がちゃんと教える。そこに、補助者の方が、いわゆる母語支援員という形で学校現場のほうでは雇っているのですけれども、そういった補助者の方を組み合わせ、特別な教育課程の中で指導していったりしますと、非常に教科学習の効果が上がるということも考えられ、日本語指導の部分と教科指導の部分の組み合わせながらやっていくというのが大事だと考えているところでございます。

あとは、例えば理科のほうとかでも、浮力の関係とか、水の重さとか、なかなかやはり理科の原理とかそういったものとかを使わないと分からない部分がありますので、そういったところにつきまして、うまく補助者の方と連携しながらやっていっている例が多いというふうに承知しております。

○堀（真）委員 分かりました。質の確保が重要だということは否定しませんし、大切だと思いますけれども、それを全国レベルにというか、急増している中、そして人口も減っている中でどういうふうに確保していくのかというのは、今後とも考えていただければと思います。

それから、先ほどお願いしたもう一つの質問について、NPOの方、N5で十分なのか。逆に言うと、今の文部科学省さんの話についてもどのように考えるのかを教えていただければと思います。

○宋理事兼事務局長 御質問ありがとうございます。多文化ふらっとの宋と申します。

現在、大阪市のセンター校で実施されている最終的な卒級のレベルがN5相当レベルというふうに設定をされています。実は2年前に、これまでセンター校では、N4レベルで週2回通級をして日本語指導を実施するという体制であったわけですが、あまりにも外国人児童生徒が急増して、そういう状況が十分できないということで、実際、N4レベルからN5レベルで卒級する。週2回通っていた状況が週1回になると。実質的には、外国人児童生徒へのサポートが切り下げられているという状況があるわけです。

先ほど筋原生野区長が言われましたけれども、私は、大阪では外国人の教育施策に対しては全国的に先進的な取組と情熱を持つ先生方が行ってきたというふうには承知をしています。ただ、現状でいくと、そういう既存の教育行政の下だけでは難しい状況が現場では生まれているという切実感を持っています。

先ほど文部科学省様からもお話がありましたけれども、基本的に有識者会議で議論されている方向というのは、私は一NPO法人としては賛成をしています。ただ、学校の中での取組だけでは限界が来ているなということですので、あくまでも文部科学省あるいは教育委員会、学校等の指導と助言の下で、地域とどういうふうに連携するのかということを考えていく段階に来ているのではないかと。そのパイロットプロジェクトとして、生野区のこの取組は非常に意義があると感じております。

以上です。

○堀（真）委員 ありがとうございます。最初からN5なのかと思ったら、そうではなく、



N4だったのが急増して需要に対応できないのでN5にしたというお話ですね。そう考えると、日本全国でもそうですけれども、本当にどんどん外国籍の子どもたち、日本語の指導が必要な学生が増えたときに、先ほど文部科学省さんがおっしゃったのは理想だと思いますけれども、そのやり方でやって本当に間に合うのかなというところが、ちょっと個人的には疑問として思いました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

落合委員から手が挙がっておりますが、ちょっと押しておりますので、短めでお願いいたします。

○落合座長代理 途中から入らせていただきましたので、重複がありましたら申し訳ございません。2点ほどお願いいたします。

一つは、今、教員がおっしゃっていただいている、学校の中で教員の資格がという話がありますが、この教員という点について、エビデンスはあるのでしょうか。特に外国語教育という意味では、日本だけではなくて海外も含めて、非常に色々実施されていて、例えば医療などであれば、こういったものは統計的な調査なども踏まえたエビデンスを持って取り組まれるべきものだと思います。実際に何か行われて、こういった立論がいいということについては、何かエビデンスをお持ちなののでしょうか。

二つ目としては、学校との連携という話がありました。確かに学校の教員との連携自体、教科教育との連携自体は重要だと思います。しかし、仮にそういう場合でも、ほかの分野であれば、連携の体制をしっかりとすることになり、医療などの専門職種がいるような場合でも、そういった形で仕組みを組むことを必須にするということだと思います。必ずしも教員の方は、日本語を教える専門的トレーニングは受けていないはずであって、そこを、日本語は教員でないとダメだということは、元々の教員の養成教育の内容であったり資格の内容に照らしておかしいのではないかと思います。

また、それだけでもなくて、さらに、例えば母語が分かるような方がトレーニングをされたほうが、言語学習としてはよりプラスになる部分は当然あるように思われますが、こういったところも含めて、少し御検討いただけないでしょうかという、以上2点です。

○中川座長 お願いします。

○釜井課長 すみません。今落合委員がどのようなデータを想定されているのか確かにはわからないのですが、エビデンスとしては、全国学力調査とか、ある程度、断片的かもしれませんが、一定程度取っているデータがございますので、そういったものも見据えながらやってきているところでございます。

それから、落合委員からも御指摘いただきまして、いかにチームとして連携しながらやっていくかというところが重要だと思っておりますが、例えば諸外国でも、学校教育、いわゆるパブリックな義務教育段階におかれましては、教員の資格をきちんと持った人が外国人児童生徒の指導を行っている国も複数あるというふうには有識者からもいただいていると

ころでございます。

それから、母語につきましては、おっしゃるとおりで、いかに母語の分かる方と組み合わせながらやっていくかということが重要でございますので、そうした母語の分かるような方を、法令上にきちんと位置付けることなども併せて検討しておりますので、そういったところと組み合わせながら、総合的に検討を行ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。後半のほうについては、おっしゃっていただいた連携すること自体は大変大事だと思いますので、実施していただければと思います。ただ、現に日本語を教える方自体は、教員ではない方のほうが上手な場合が十分多くあると思います。ここは組合せをする中で十分評価をしていただきたいと思います。

前半の部分については、諸外国のほうがより色々な言語を使えるようになっている国があるように認識しています。それは歴史的、文化的な背景もあつてのことでもあると思いますが、それこそ日本だけでなく諸外国も含めてどういう工夫をしているのかは、もう少し色々と先進事例を集めてはいかがでしょうか。また、一方で、日本の特殊性として、人が特に地方部では足りなくなることがあります。そういう中で、どういう形でリソース配分するといいいのかを、併せて考えていただくことが必要だと思います。こういったことを実験する中でエビデンスをためていく仕組みとして、特区の中でこういった取組を行っていくことは意義があると思いますので、是非御検討いただきたいと思います。

私は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほか御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、外国人との共生につきましては、今回の提案は大変重要なテーマであると受け止めました。本日の議論を踏まえて、提案主体におかれましては、実証事業を進めていただいておりますので、どのような学校以外の運営主体、場所であれば、日本語指導環境としてふさわしいのか。日本語指導者にはどのようなスキル、実績を求めるのか、またその確認、担保をどのようにするのかについても、提案の実現や実装に向けて具体化の検討を進めていただくようお願いいたします。

また、文部科学省におかれましては、こうした具体化の検討に当たって協力、連携いただくとともに、本日の議論を踏まえつつ、今年度内に取りまとめが行われる有識者会議等の場で指導体制の確保充実に向けた議論を進めていただくようお願いしたいと思います。

ただ、今回のワーキンググループの委員が特に懸念を示した、指摘したことにつきまして、文部科学省様の今回の御回答は、特別の教育課程という縛りの中での御回答だったと考えております。ただ、今回ワーキンググループの委員から示されたのは、そのような縛りの中での対応だけで外国人急増地帯の環境を守ることができるのか、生徒に対して教育をきちんと届けることができるのか、教員に無理を強いないのかというような現実的な対応が、今の特別な教育課程という縛りの中での対応で大丈夫なのだろうかという強い懸念

が示されたように思っております。そういう意味で、教員免許の必要性、それから学校という場所の必須性、そういったような根本的な問題につきましても、是非スピード感を持って議論を進めていただきますようお願いしたいと思います。

提案主体と文部科学省において、それぞれの県と議論を進めていただき、改めて本ワーキンググループヒアリングにおいて御報告をお願いします。

本日はありがとうございました。